

第 4 7 4 回今別町議会定例会会議録（第 2 号）

第 2 日（6 月 1 3 日）

出席議員 7 名

1 番	本 間 闘 士 君	2 番	太 田 英 一 君
3 番	田 中 哲 也 君	4 番	小 倉 潤 二 君
5 番	成 田 精 市 君	6 番	本 郷 良 克 君
7 番	福 士 和比古 君		

欠席議員 なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

今 別 町 職 務 代 理 者	太 田 和 泉 君
総 務 企 画 課 長	
教 育 長	勝 野 義 彦 君
会 計 管 理 者	
税 務 会 計 課 長	川 村 一 樹 君
総 務 企 画 課 長	太 田 和 泉 君
町 民 福 祉 課 長	山 崎 真 直 君
産 業 建 設 課 長	平 山 寛 哉 君
教 育 課 長	佐 渡 慶 剛 君
総 務 企 画 課 長 補 佐	遠 田 剛 洋 君
総 務 企 画 課 長 補 佐	相 内 讓 君
町 民 福 祉 課 長 補 佐	阿 部 真紀子 君
産 業 建 設 課 長 補 佐	田 中 讓 君
産 業 建 設 課 長 補 佐	阿 部 聖 君
税 務 会 計 課 長 補 佐	奥 崎 匠 君
代 表 監 査 委 員	田 中 裕 文 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	平	山	治	門	君	
事	務	補	助	員	平	山	良	子	君

議事日程

第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（本郷良克君） おはようございます。

本会議に入る前に、傍聴される方に連絡事項があります。傍聴人は次のことをお守りください。

私語など会議の妨害になることは慎んでください。写真撮影、音声の録音はしないでください。携帯電話の電源はお切りください。そのほか会議の妨害になるような行為をした場合は、今別町議会傍聴人規則第11条の規定により退場を命ずることがありますので、ご了承ください。

ただいまの出席議員は7名です。よって会議を再開いたします。

日程第1 一般質問

○議長（本郷良克君） 日程に従いまして一般質問に入ります。

通告の受付順に質問を許します。

通告及び答弁は、できる限り簡潔明瞭に願います。

なお、質問については、同一議題について質問の回数の制限をなくし、本人の持ち時間を2時間以内としております。また、関連質問及び通告以外の質問は認めませんので、ご了承願います。

3番田中哲也議員に質問を許します。田中議員。

○3番（田中哲也君） おはようございます。3番田中哲也です。よろしくお願いいたしますします。

僕からは、質問事項1つです。今別小学校移転についてです。

質問要旨としては、新校舎となる旧北高今別校舎の進捗状況を伺いたいと思います。

よろしくお願いいたしますします。

○議長（本郷良克君） 教育長。

○教育長（勝野義彦君） おはようございます。

3番田中哲也議員のご質問の今別小学校の移転に係る進捗状況については、教育課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（本郷良克君） 佐渡課長。

○教育課長（佐渡慶剛君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

3番田中哲也議員の質問にお答えいたします。

現在入札予定業者による縦覧が行われており、6月24日に小学校の改修工事とグラウンドの改修工事、これらの工事に伴う施工監理委託業務の入札を執行する予定です。今後の予定としては、いずれの工事も12月下旬の完成を目指しています。その後、校舎内のLAN工事や電話回線工事などを2月中に終え、引っ越しや開校準備を整えて令和5年4月1日から新今別小学校として開校する計画となっております。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） ありがとうございました。

入札予定が6月24日の予定で、縦覧期間が6月3日から縦覧できるようになっているとの説明でしたが、この件に関しては何度か議会と教育委員会のほうでやり取りしました。そのときに、逐一詳しい情報を議会のほうに説明してくれという話は、毎回打合せだったり報告会だったりで出ている話でした。にもかかわらず、今回この6月3日に縦覧期間が始まっているにも関わらず、議会のほうに何も説明なかったのはこれはどういった経緯があったのか。教育長、答弁をお願いします。

○議長（本郷良克君） 教育長。

○教育長（勝野義彦君） 再質問にお答えします。

国の交付金の確定を待って入札等を実施する予定としてございましたので、その関係で今回の6月3日という入札業者の縦覧期間が始まったのは、そういうことで遅れたということで、その詳しい説明についてできなかったことはおわび申し上げます。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） 6月3日に縦覧できるということは、その前から準備が進んでいるということですね。その前に、何で議会のほうにも報告・説明がなかったのか、教えていただきたい。

○議長（本郷良克君） 佐渡課長。

○教育課長（佐渡慶剛君） 今申し上げた交付決定は、6月1日付で文部科学省のほうから青森県のほうに連絡が入っております。その連絡を受けて、町のほうでもようやく動き始めた。6月2日に入札業者の選定委員会を開催して、3日からの縦覧に入ったというような経緯です。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） 昨年から、説明会とかのときも「動きがあった時点で、議会のほうに報告してくれ」と毎回言ってきました。にも関わらず、今回もこういう議会運営委

員会の日に資料を渡されて、こういう流れになっています。言われても約束守られてないですよ、その時点で。議会運営委員会で説明を受けたときには、もう縦覧できるということであれば、前にも「議員全員に説明がなくても、議長にだけでも報告してくれ」と言っているはずです。それもできていないですよ。あまりにもそれだと議会を軽視し過ぎだと思うんですけれども、その辺は教育長どう思います。

○議長（本郷良克君） 教育長。

○教育長（勝野義彦君） 今別小学校の件に関して関しては、これまでも何回か議員の方々にご説明申し上げてきましたけれども、今のこの件につきましてちょっと遅くなったことに対して大変申し訳なく、決して議会を軽視しているわけではございませんので、その辺ご理解とご協力をいただき、今後の工事等についてのご協力方よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） 今、教育長「この件に関しては」と言いましたけれども、この件に関してだけでなく議会のほうに教育委員からいろいろな説明会があっても、常に議会側のほうからお声掛けした後の説明会になります。何か事が進む前に、教育委員会のほうから「こういうのがありますので、説明をお願いしたいので、議員の方々お集まりください」とか、そういう流れでいろいろなものが進んでいってほしいんですよ。「これどうなっているんだ」と議員のほうから、議会のほうから教育委員会に問合せして説明会を受けるんじゃないくて、流れ的に「こういうことをしたいので、こうだと議員の人たちに報告したいから、説明したいから」という流れのほうがいいと思うんですけれども、今後はそのような流れでお願いしたいというふうに思います。

この件に関して、流れに関してはPTAとか保護者の方には連絡回っているのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 教育長。

○教育長（勝野義彦君） 小学校等のPTAそしてPTAの連合会、そういうところでも説明とかして、今別校舎のほうにも見学ということでPTAの方々も実際に行って見ているということで、PTAのほうには随時報告させていただいていますし、意見をいただいております。

以上です。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） では、先日説明を受けた今後のスケジュールに関しては、P T Aのほうには説明しているということよろしいですか。

○議長（本郷良克君） 教育長。

○教育長（勝野義彦君） 今の工事の関係については、まだそういうP T A等について説明してはございません。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） これは、いつごろ説明会をする予定でいますか。

○議長（本郷良克君） 教育長。

○教育長（勝野義彦君） 必要があれば、これからP T A参観日等がございますので、そういう機会を捉えて説明をしていきたいと思っております。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） 参観日とかそういう機会があればということなんでしょうけれども、そっちのほうが保護者とかP T Aの方が集まりやすいと思うんですけれども、小学校移転というのはすごい大きな決断で、北高今別校舎に移転計画しています。参観日とは言わずこの大きな事業、この大きなスケジュールが4月入札が始まって7月上旬から工事が始まって、令和5年4月1日には新校舎に迎え入れることができる予定で進んでいるわけなんですけれども、参観日とかだけじゃなくてこういうのは説明会を、保護者とか集めて説明会をしたほうがいいのかと思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（本郷良克君） 教育長。

○教育長（勝野義彦君） 参観日以外にも、P T Aの役員とか学校のほうにその辺説明の機会を得られるのであれば、説明を申し上げたい。4月1日の開校については様々学校と意見交換をしながら、今後も行事の在り方等も含めていろいろ検討といいますか話し合いを設けておりますので、改めてまた今議員のほうからご質問ありましたので、その辺をお伝えしながらぜひ努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（本郷良克君） 田中議員。

○3番（田中哲也君） 分かりました。子供たちも新校舎をすごい楽しみにしていると思います。工期の遅れのないよう、工事のほうを進めていってほしいなと思います。議会のほうにも、逐一連絡のほうをお願いしたい。事後報告じゃなくて、事前に連絡をお

願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。ありがとうございます。

○議長（本郷良克君） 3 番田中哲也議員の質問を終わります。

1 番本間闘士市議員に質問を許します。本間議員。

○1 番（本間闘士君） 1 番本間闘士です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして私から大きく 2 点質問いたします。

まず、初めに町長逮捕の報道についてです。

令和 4 年 5 月 16 日に、「今別町長官製談合防止法違反の疑いで逮捕」という衝撃的なニュースが流れました。この報道は、現役の町長が逮捕されたということもあり、全国ニュースで流れるほど大きく取り上げられました。青森県内では、西目屋・鶴田に続き 3 例目の官製談合事件となり、町としては不名誉な形で全国に今別町という名前が知れ渡ることとなり、誠に残念でなりません。当然、町のトップがこのような事態を引き起した責任は重く、また行政が町民より失った信頼を取り戻すには長い時間を要すると思います。

それに伴い、今回の事件に関して行政側から町民の皆様に対し説明をする義務が生ずるかと思いますが、現時点で町としての公式の説明がないということに対し、町民の方々からも疑問の声が私の耳に届いております。町民の皆様にも納得していただけるよう、逮捕されてからの町の対応とその後の行政の経過についてしっかりと説明をしていただきたいと思います。

1 つ目の質問として、これまでの町の対応とその後の経過について、よろしくお願いいたします。

次に、今回の事件となった町営住宅工事に関わる入札についてです。今回の事件により問題となった入札は最低制限価格の設定を町長が行っており、漏えいされたことが官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されておりますが、実際にはどのように入札が行われていたのでしょうか。こちら、町民の皆様にも分かるよう詳しく説明をしていただきたいと思います。

2 つ目の質問です。今回の報道にあった入札は、どのように行われていたのでしょうか。

以上 2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（本郷良克君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（太田和泉君） おはようございます。1 番本間議員からのご質問の今別町長逮捕の報道について、要旨といたしましてこれまでの町の対応とその後の経過の経過について答弁いたします。

去る 5 月 16 日の夜、中嶋久彰町長が官製談合防止法違反の疑いで逮捕されました。翌 17 日の早朝、教育長と各課長が集まり今後の対応等について協議し、特に若い職員が多いことから通常どおり業務を遂行するよう、各課長を通じて周知したところであります。同日、新聞報道等でもありましたとおり午前 10 時半、役場に青森県警の家宅捜索が入り、関係諸書類等の押収に応じたところであります。

5 月 13 日には月例の幹部職員の会議がありましたので、職務義務違反であります秘密漏えいを防ぐため守秘義務の徹底について注意喚起したところであります。その後 6 月 6 日に、官製談合防止法違反などの罪で中嶋久彰町長は起訴され、6 月 9 日付けで辞職届が本郷議長へ提出されました。翌 10 日に、退職の申出について議会の同意が議決され、中嶋町長は 6 月 10 日付けで退職となりました。

本郷議長より、今別町選挙管理委員会へ退職の申出があった旨の通知がありましたので、これを受け今別町選挙管理委員会では今別町長選挙の期日を令和 4 年 7 月 24 日とし、告示したところであります。

5 月 16 日から 7 月 24 日までの 70 日間の町長不在による事務処理の遅滞を避けるべく、地方自治法第 152 条第 2 項の規定により「町長及び副町長に事故があるときまたは欠けたときにおいては、町長の職務を代理する者の指定として総務課長の職にあるものとする」と定められていますので、5 月 19 日付けで総務企画課長を今別町長職務代理者としているところであります。

私を含め、職員全員がこの事態に大きな衝撃を受けました。町民の皆様の行政に対する信頼を大きく損ねてしまったことを、重く受け止めています。5 月 19 日より、私が町長職務代理者を務めさせていただいておりますが、職員一同この事態を厳粛に受け止め、町民の皆様からの信頼回復に向け誠心誠意業務を停滞させることなく住民サービスに努め、真摯な対応で業務を遂行してまいります。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1 番（本間闘士君） 総務課長、ありがとうございました。

それでは、再質問にいきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、令和 4 年 5 月 16 日に逮捕の報道が出た後、事前に連絡等がなか

ったのかなというふうに受け取りましたが、総務課長を含む行政側には5月16日以前に何も連絡がなかったのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 5月16日の時点までは、何も連絡ございませんでした。

○1番（本間闘士君） 町の広報誌には、「町長室からこんにちは」というコーナーがあります。これは、令和2年6月ごろよりずっと掲載されておりまして、休んだのが3回しかございません。それは、令和3年度の町長選挙が行われる前後3か月間休んだだけでありますが、今回令和4年5月号に「町長室よりこんにちは」が掲載されておりませんでした。これは、事前に何かしらの連絡があったため掲載休んだのではないかという声も私の耳に届いております。その経緯について、説明をお願いします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 広報の最終入稿は、大体毎月二十七、八日ごろが最初入稿になっております。逮捕を受けて、5月16日逮捕でしたので削除させていただきました。削除というか、もう載せないということに決めました。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 5月号に関しては、5月1日に発行の予定だったと思いますが、そこを確認したいので、説明をお願いします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 済みません、5月号の話でした。5月号に関しては特になく、町長から指示があって載せなかった。「今回コーナーはなし」ということで聞いたので、そのまま載せなかったです。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 済みません。ただいまの答弁ですと、5月号に掲載しなかったのはこの話があったからというふうに受け取りましたが、もう一度説明をお願いします

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 特に「記事等ない」ということでこちらのほうに指示がありましたので、このコーナーは入れなかったです。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 令和4年5月号に限らず、5月号は子供たちの入学式・卒園式等が絡んだ割と行事的には優先度が高いような広報紙になっていると思いますが、ここに

関して記事がないというのは余り考えられないように感じますが、そこに関してどうでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） ちょっと私の考えになるところがあるんですけども、これまでの町長のコーナーというのは、その季節・季節のことに対していろいろな、節分だったらその節分の説明とか、ひな祭りだったらひな祭りの説明とかそういうものを載せる傾向があったんですけども、ただ4月号に関してはそういった情報提供するようなものがなかったのかなと。それで、今回載せないということになったと思います。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） それでは、町の広報紙を休む連絡があった時点で、町側にはそういう経過が知らされておらず、広報紙に「掲載した」「しない」というのは町長の逮捕とは全く関係ないということによろしいですか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） その時点では全然そういった連絡もなく、ただ単に情報提供する素材がなかったというふうにされています。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

他の自治体では、町のホームページなり広報誌なり謝罪会見なり、町からの説明を迅速に行っていると思われます。逮捕から約1か月間の間、説明がなかった理由を伺います。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 今定例会において、中嶋久彰町長の退職について同意する議決がされ退職となりましたので、今回の事件に対する町の広報紙については7月号に掲載し、ホームページは議会閉会后早急に掲載いたします。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 分かりました。

他の自治体ではこういう逮捕、官製談合事件に限らずこういった不祥事が起きた場合、迅速に対応しております。約1か月間掲載しなかった、告知しなかったというのは事実でありましょうから、どのような経緯があったとしても早急に告知されるべきだと私は思います。なので、7月の広報誌にはぜひ謝罪の文書載せていただきたいなと思います。

次の質問にいきたいと思います。今回の事件により、町民の信頼はもちろん町の信用も失ったと思われます。総務課長は、職務代理者として行政を代表して答弁しているの
でお聞きしたいのですが、この失った信頼や信用をどのようにしてこれから取り戻して
いくつもりかお聞きします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、5月19日
より職務代理者を務めさせていただいております。5月16日の逮捕から7月24日先日決
まりました選挙までは、約70日感という町長不在の期間があります。その間、私が職務
代理者としてかじ取りしなければならないんですけれども、その間これまでも報道等
でも話してきましたけれども、まずは行政サービスを低下させない、業務を遅滞させない
よう努めて、まいりたいと思っております。

また、今後については7月24日という選挙が決まりましたので、新しい町長のもと町
を立て直していかなければならない、信頼回復に努めていかなければならないと思っ
ております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 町長の逮捕の報道により町が失った信頼というのは、取り戻すの
はたやすいことではありません。もちろん行政を監視する役目がある我々議員も、その
事態を重く受け止める責任があると思います。信頼を一つ一つ積み重ねて、また町民の
皆様から信頼していただけるような行政をともに目指していければと思いますので、よ
ろしくお願いします。

次の質問に移ります。今月は賞与の支給月でもあります。他の自治体の多くは、この
ような事件が起こった場合減額などの措置を取っているが、当町の賞与を支給する規則
はどのようになっておりますか。また支給するのか、根拠とともに答弁を求めます。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 「町長の期末手当は支給されるのか」ということすけ
れども、今別町職員の給与に関する条例の第20条の3に、「支給日に期末手当を支給す
ることとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職した者や起訴されている者な
どは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる」とし、これは今別町特別職
の職員の給与条例第5条で、「特別職の職員の期末手当の支給については職員の例によ
る」としていることから、今は一時差止めとなります。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 一時差止め後は、どのようにするおつもりでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 今現在起訴ということで、まだ刑が確定しておりません。

ですので、一時差止めする扱いになっております。ただ、これは判決が出た結果によっては、支給されないこともあります。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 刑が確定したら支給されないこともあるということですか、それとも支給しないということですか。答弁をお願いします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） その刑の内容によって、支給されるかされないか決定します。禁固刑であれば、支給されません。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） それは、刑の重さによって支給するかどうか決めるということですか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 重さではなく、禁固刑になればこれはもう支給されないということになっています。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） では、禁固刑以外であればどうなのでしょう。答弁をお願いします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 無罪だったら、支給されます。無罪の判決でしたら、支給されます。あとそのほかの罰金刑とかでも支給されます、罰金のみでしたら。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 禁固刑以外の刑罰であれば、満額支給されるということでしょうか。説明をお願いします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 期末手当の場合、支給の基準日が6月1日になっております。この時点で在職しているのであれば、在職というのがあれば支給対象になります。

それは満額になっております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1 番（本間闘士君） 我が町では、刑罰に処された場合であっても、基準日を満たしていれば満額支給するという認識でよろしいでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 今回の期末手当ですと6月1日が基準日、支給日が6月30日になっております。その間に逮捕とか起訴されている場合は、今みたく差止めという取扱いになります。ですが、今は差止めでまだ判決が出ておりませんので、その判決によっては基準どおり満額出ます。ただ、刑が確定すればそれは支給しないということになっておりますので、そのどちらか。全額出るか出ないかは、そういうことになります。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1 番（本間闘士君） 他の自治体では、このような事件があった場合、実際に公務についているわけではないので減額をする自治体がほとんどだと思います。ただし、当町の場合は満額を支給する。刑罰が確定して、その刑罰によっては満額を支給するということですので、この答弁に関しては以上で質問を終わりたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。済みません。入札について質問してよろしいでしょうか。

○議長（本郷良克君） どうぞ。

失礼しました。入札の件で答弁、総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 1 番本間議員からのご質問、入札について。要旨といたしまして、今回の報道にあった入札はどのように行われたのかについて答弁いたします。

報道にあった入札は、令和3年12月7日執行の町営住宅改善事業工事13号棟5号室の指名競争入札であります。それでは、入札事務についてご説明いたしますが、関係書類等が押収されており、詳細な日付等については把握し切れていないところもございますので、ご了承願います。

入札執行に当たり、初めに入札案件に関する資料といたしまして、設計内訳書や仕様書、図面等を事業担当課は一式準備します。今回の町営住宅改善事業工事は、産業建設課が担当課となります。それを受け、入札担当課では業者選定に入りますが、今回は令和2年・令和3年度入札参加資格申請、いわゆる指名願いが提出されている業者の中か

ら入札案件に関する業者を抽出し、作成した一覧表の中から町長が業者選定しました。町長に選定伺いしたのは、令和3年11月24日頃だったと思います。当該工事に係る選定業者は5社でした。

選定の二、三日後に、入札指名業者へ指名競争入札執行について通知していました。また、通知と同時に入札指名業者を公表しますが、役場外の掲示板に掲出いたしました。

その後、設計内訳書、仕様書、図面等の縦覧が開始となります。当該工事の縦覧は12月6日まででした。設計書等は所定の場所に置き、縦覧した際は縦覧月日と業者名を縦覧簿に記載していただきました。

入札執行日の4日前くらいには、予定価格調書の作成を町長に依頼しました。予定価格調書というのは予定価格、入札比較価格、最低制限価格、最低制限比較価格を町長が記載するものです。この予定価格調書は、封筒に封印された状態で入札執行直前に町長から渡され、入札会場へ持っていきます。ここまでの流れとなります。

次に入札執行当日についてですが、入札会場は議場で、入札箱を囲むように入札参加業者の席、入札額の前に町長と入札担当課職員、事業担当課長の席が配置されます。

業者の入札も開札され、入札金額が発表されていきますが、それと同時に封印されている予定価格調書を開封し、最低制限価格と入札額を比較します。

当該工事の入札結果については公表しているところですが、1社が関連工事落札のため不参加となり、もう1社が最も低い入札金額ではありましたが、最低制限価格以下のため失格となり、最低制限価格を上回って入札金額の一番低い業者が落札となりました。

以上、今回報道にあった町営住宅改善事業工事13号棟5号室入札は、ご説明したように行われました。

当該工事以外の入札についても、同様に行われているところでございます。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 答弁のほう、ありがとうございます。

それでは、お聞きしていきたいと思います。ただいま入札の方法についてご説明いただきましたが、その他の入札も同様に行われていたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 工事関係においては、以上のような入札方法で行っていました。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 今回町長が問題となったのは、予定価格調査の中にあります最低制限価格を漏えいしたからだというふうに認識しておりましたが、これまでの工事は同様に行われている可能性はないのでしょうか。工事に関する入札です、失礼しました。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 他の工事についても、最低制限価格は町長が定めております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 今回のような事件が起きた場合、関係のあった業者等には相応の処分が必要であると考えられるが、町ではどのように考えておりますか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 今回、逮捕・起訴された業者の扱いについてですが、今別町財務規則第105条によりますが「競争入札においてその公正な執行を妨げたとき等、その事実があったあと2年間競争入札に参加させないものとする」とありますので、当該業者は今後2年間入札の参加はございません。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 間違っていたら申し訳ないのですが、このような姿勢の入札が行われた場合、行政側には損害賠償を求める手続も可能であったはずですが。当町では、そのような請求をする予定はあつたりするのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 今回問題になった案件ですが、そこに果たして町に対する損益が発生したのかというのはまだ精査しておりませんので、もしそこで町が予定より高い契約をしたのであれば、そこにはもう賠償求めることはあると思うんですが、まだそこまでは精査しておりませんので、今後精査したいと思います。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 確かに今回の発端は、町長が最低制限価格を漏えいしたことから、それは非常に考えにくいかなと思われま。ただし、このような事件が起きた場合、今後二度とこういうことがないように取り締まるべきだと思います。整備されていないものがあれば、条例等をもう一度見直し、整備し、二度とこういうことがないようにしていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。入札制度を見直したと伺っております。新入札制度について、より詳しく説明をいただきたい。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 入札制度の見直しですが、大きな見直しは新聞報道等でもあります業者選定と最低制限価格の設定になりますが、先ほど答弁いたしましたがかこれまでの業者選定は入札担当課で作成した入札案件業者の一覧表の中から、町長が選んでおりました。見直し後は、発注担当課でまず検討していただき、業者を選んでもらいます。それを受け、入札担当課では選定委員会を設置し、発注担当課が選んだ業者について資格の有無や町との実績、また県のランクなどから審査し、業者を選定いたします。

また、昨年度まで行っておりました指名業者の告示や、縦覧に来た業者も縦覧簿への記名をやめ、談合防止を図っております。

最低制限価格についても町長が決めていましたが、6月24日施行の入札では予定価格の80%とし、入札参加予定業者へもその旨を通知しているところであります。予定価格の100%から80%の間での入札となります。このやり方は、他の自治体を参考にしたところでもあります。

以上が見直しした点になります。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 説明、ありがとうございます。

その新入札制度は他の自治体を参考にされたということですが、以前と比べてどのようなメリットがあるのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） まず業者選定でありますけれども、これまで町長に全て任せていたというところもあります。ですので、そういった部分ではチェック機能が働いていなかったかと思っております。

また、今回先ほどの再質への答弁でもありましたけれども、これまで適正化ということで要綱を定めておりましたけれども、指名業者の公表とか縦覧に来た業者に対して縦覧簿に氏名等を記載していただくというのは、これはやはりその業者間での談合につながるということで、こちらの要綱を改正するところでございます。

また最低制限価格については、今回問題になりましたけれども、13号棟のやつは町長が失格ラインを定めていたところですが、その失格ラインはどうしても秘密事項

になりますのでそこは廃止して、今回他の自治体を参考にしたのは最低ラインを全て公表した上で、100%からその最低ラインまでの間で入札を行ってほしいということでやった部分があります。ですので、そういった官製談合にはつながらないものと思っております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 今回の事件の発端となったのは、最低制限価格を漏えいしたからであります、今後はでは最低制限価格を告示し入札を行うということでしょうか。済みません、よく分からないのでもう一度お願いします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 最低制限価格については、指名業者に対して入札執行の通知をする際、予定価格の80%というのを記載した上で通知が必要になる。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 新入札制度では業者を選定する委員会を立ち上げたようですが、その委員会では先ほど工事のランク等に関してそれを基準に選定するとありました。その根拠は何をもってそう定めているのか、根拠を伺いたいと思います。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 工事の金額によって定めております。また、県のほうで各事業者にはランク付、何万円以上の工事を請負できる業者は「特A」とかそういった形でランク付されておりますので、そこを参考にして当町の事業においてもその金額以上のものであれば、例えば「5,000万円以上」とか、これちょっとたとえ話で金額はあれなんですけれども、例えば5,000万円以上は「特A」じゃないと執行できないというのであれば、そこを当町も参考にさせていただいているところでございます。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） その委員会では各委員が選定されると思われそうですが、最終的には誰が決定するのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 選定委員のメンバーは、各課長になっております。要綱上は委員長は副町長となっておりますが、現在は副町長おりませんので代理で私がやっておりますけれども、ただ決定に関しては全会一致でなければ決定しないということでやっております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 知見を深めるためにお聞きしたいのですが、先ほど入札時に内訳表等を提出するような発言があったと思われますが、その内訳表等は提出されるのか。もう一度確認のため、お聞きいたします。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 内訳書の提出は、入札開始前に事業者のほうから入札担当課のほうに提出されるものでございます。これは工事関係についてのみになっております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） ありがとうございます。提出する場合、その内訳表の審査は誰が行うのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 提出は、入札担当課であります総務企画のほうに提出されます。それを入札業務に当たっている私と課長補佐、あと当時は係長、あと入札担当でチェックしております。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 今回の新制度は、あらかじめ最低制限価格を100%から80%と設定し、24日に執行する予定と伺っておりますが、仮に80%で落札した場合業者は利益が出ない価格になってしまうと伺っておりました。入札業者は、それぞれ利益を得られる金額の中で最低価格を目指し入札されると思われませんが、仮に80%の金額に入札額が集中してしまった場合は、どのような選定方法になるのでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） そちらについても、他の自治体のほうを参考にさせていただいているんですけれども、くじ引きという形を取る予定です。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） この新入札制度は、6月24日の旧青森北高校今別校舎の改修工事と、グラウンドなどの外構工事の入札から導入されるというお話ですが、町長が逮捕される異常事態の中で5,000万を超える入札が行われることに対し、私は疑問を感じます。関係機関や工期等を勘案しても、新しい町長が決定した後に滞りなく執行すればよいのではと私は考えますが、当町の見解を伺います。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 先ほど、今回の今別小学校の執行について、教育委員会のほうから答弁ありましたが、6月の今の入札でもぎりぎりだと私は思っております、工期について。4月1日から新たな校舎で、子供たちが安心・安全な校舎に入るためにはこの工期しかないと思っております。

ただ、今本間議員が言われましたとおりその責任のところなんですけれども、先ほど言いましたけれども地方自治法第152条で「町長・副町長が欠けた場合は総務課長」ということで当町は定めております。地方自治法にもありますけれども、「職務代理者は原則として長の職務の全部を代理し、代理者の責任においてその権限を行うものである」と。ですので、私はそれに沿って事務を遂行しているところでございます。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 確かに、職務代理者は町長に代わる権限を持つ非常に有責の重い役職だと思います。ただし、現時点で町長が不在という緊急事態なのは間違いありません。また、6月24日に執行される入札は、今のお話をお聞きしますと職務代行者である総務課長が決定したという認識でよろしいでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 町長不在という緊急事態でありますので、当然私一人でなかなか決定するのは難しいところもありますが、幹部職員と協議した上で決定したところもあるんですけれども、最終決定は私がしたところでございます。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） では、職務代行者に質問いたします。6月24日に行われる入札が、仮にこの後執行された場合、落札業者との本契約締結のための臨時会を開かなければいけないと思います。そちらの臨時会はいつごろ招集するおつもりですか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） 臨時議会については、教育委員会のほうの法規のこともありますので、こちらと協議して決定したいなと思っています。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 6月24日に入札を行う予定がもう決定しているのに、臨時会の日程は決まっていないということでしょうか。

○議長（本郷良克君） 総務課長。

○総務企画課長（太田和泉君） まだ決まっておりません。こちらの都合なんですけれども、参議院選挙また町長選挙等もありますので、そちらの日程調整のほうをしております。ただ、臨時議会については6月24日の入札が終わって仮契約するんですけれども、早急に日程調整していきたいなと思っています。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） これまで職務代行者のほうに質問をさせていただいておりましたが、今回の6月24日に新入札方式で行われる入札に関しては、今別の校舎・小学校の校舎に関わる事案でございます。教育長に考えを伺いたいと思います。

○議長（本郷良克君） 6月24日に入札が行われることに対して、教育長の考えを伺います。教育長。

○教育長（勝野義彦君） 今別校舎の改修の関係ですよね、今別小学校の移転の関係でございますが、先ほど田中議員のほうにも令和5年4月1日に新校舎ということで、それに向けて進めているということで、入札をできるだけ早めに今の24日には執行していただければ工事のほうも十分間に合うと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本郷良克君） 本間議員。

○1番（本間闘士君） 答弁のほう、ありがとうございました。

私も、この事業に関しては今別町にとって非常に重要な事業であると、その認識はございます。協議会にも参加いたしました。その中で私たちの要望も聞いていただけた部分もありますので、なるべく早く遂行されるのがふさわしいと思います。

ただし、1点だけお話を付け加えるのであれば、このような「入札を遅らせたかどうか」という意見が出るのは、そもそも町長が逮捕されたからであります。これまで執行に何も問題がなければこのようなお話は出ないと、私はそう思います。今回このような事態になり、1か月前に逮捕されたばかりの体制がまだ整っていない行政が執行する入札に対して、どこまで信用があるのか。仮に入札が延期され、関係機関との調整がうまくいなくても、工期が仮に延びたとしても、それはこんな事態を引き起した行政が負うべき責任ではないかと私は思うところがあります。

小学校の子供たちが4月から新小学校に登校できなかったとしても、この時期に町長が逮捕され入札の時期を延期するべきではないか。入札に対しての信用が欠けてしまった、そういった事態があるからこそ私は今この場で自分の意見としてお話しさせていた

だいております。私たちは、町長が逮捕されたという事実を重く受け止め、この後行われる町長選挙にて新しいリーダーを選び、その中で遂行されるべき入札ではないかと私は思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本郷良克君） 1 番本間議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 06 分 散会